

令和4年度 第1回

焼津市国民健康保険運営協議会

会 議 録

日時 令和4年8月3日(水)

午後1時30分～午後2時40分

場所 第2委員会室

令和4年度 第1回 焼津市国民健康保険運営協議会 会議録

次第

- 1 委嘱状交付
- 2 開会
- 3 委員の紹介
- 4 国民健康保険運営協議会の委員について
- 5 会長選出
 - (1) 会長の選出
 - (2) 職務代行者の選出
- 6 新国保制度・静岡県国保運営方針について
- 7 議事
 - (1) 令和3年度焼津市国民健康保険事業実施状況等について
 - (2) 国民健康保険税の資産割廃止について
- 8 閉会

出席委員

被保険者代表

曾根早苗、増田永二、池谷均、齊藤恵美

保険医又は保険薬剤師代表

岩田政敏、亀山八郎、大石美満

公益代表

村松悌三朗、近藤隆久、石神とみ子

被用者保険等代表

大木富夫、玉川茂

事務局出席者

櫛田健康福祉部長

鈴木国保年金課長、加藤給付担当係長、望月保険担当係長

池谷健康づくり課長、桐竹成人保健担当係長

前川納税促進課長、増田納税促進担当主幹、石原収納対策室係長

内容

【委嘱状交付式終了後開会】

鈴木課長

それでは、ただいまから、第1回焼津市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

ここで、本日の出席者数を事務局より報告いたします。

事務局

本日の出席者数ですけれども、被保険者代表4人、保険医及び保険薬剤師代表3人、公益代表3人、被用者保険等代表2人 以上合計12人ですので、焼津市国民健康保険条例第2条の規定による委員定数の過半数に達しており、かつ、それぞれの代表区分ごとに1名以上の委員が出席しております。

したがいまして、本会は焼津市国民健康保険運営協議会規則第6条により成立しております。

なお、委員の皆様には、本会議の会議録につきまして市のホームページに掲載させていただきますことをご了承願います。

鈴木課長

それでは、これより会議に入ります。委員の改選後初めての会議となりますので、会長が選出されるまでの間、私が進行を務めさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

まず、次第の4「国民健康保険運営協議会の委員について」及び5「会長選出」について、事務局から説明いたします。

事務局

(国民健康保険運営協議会の委員について、その役割、選出方法を説明)

鈴木課長

それでは、会長の選出の選出方法ですが、例年、指名推薦による方法をとってございますので、今回も指名推薦による選出とさせていただきますでしょうか。

(異議なしの声あり)

鈴木課長

異議なしというお声をいただきましたので、指名推薦による選出に決定させていただきます。

候補者についてどなたかご意見はありませんでしょうか。

曾根委員

会長には前回まで務めていただいた村松委員に引き続きお願いできたらと思いますが、いかがでしょうか。

鈴木課長

ただいま村松委員のお名前が挙がりましたが、他にご意見ありませんか。

ないようでしたら、村松委員に会長をお願いすることにご異議ありません

んか。

(異議なしの声あり)

鈴木課長

異議なしということですので、それではご異議なしと認め、会長は村松悌三朗委員に決定させていただきます。村松委員、よろしく願いいたします。

正式に会長が選任されましたので、焼津市国民健康保険運営協議会規則第3条の規定により、ここからの進行を会長にお願いします。

それでは、村松会長、議長席の方をお願いいたします。

(会長 議長席へ移動)

議長

ただいま会長に選出していただきました村松です。前回も会長を務めさせていただきました。心もとないところもあるかもしれませんが、皆様のご協力によりスムーズに運営できたと思っています。よろしく願いいたします。

それでは、これより会議を進めさせていただきます。

次に、「職務代行者の選出」を議題とさせていただきます。事務局より説明をお願いします。

事務局

職務代行者につきましても、同じく国民健康保険法施行令第5条第2項に、会長の選挙に準じて行うこととなっております。

したがって、公益を代表する委員の中から選出していただくこととなります。

議長

では、選出の方法につきましてお諮りいたしたいと思います。職務代行者につきましても会長の選出と同じ指名推薦の方法でいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長

ありがとうございます。では指名推薦による選出に決定させていただきます。

候補者についてどなたかご意見ありますでしょうか。

曾根委員

職務代行者につきましては、本日欠席されていますが、これまでの経過をご承知ですし岡本委員にお願いできたらと思いますが、いかがでしょうか。

議長

ありがとうございます。他にはよろしいでしょうか。

他にないようでしたら、岡本委員にお願いすることにご異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長

ありがとうございます。それでは、岡本委員には承諾いただけるか確認させていただいたうえで、後日事務局を通じてあらためて職務代行者の決定について通知させていただきたいと思えます。

次に、本日の会議録署名人を指名します。

会議録署名人ですが、焼津市国民健康保険運営協議会規則第8条の規定により、議長が指名することになっておりますので、私から指名させていただきます。

会議録署名人は、増田永二委員、大木富夫委員にお願いしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

それでは、次に6国保制度・静岡県国保運営方針について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

(国保制度のポイント、静岡県国保運営方針について説明)

議長

ありがとうございました。それでは7の議事に入らせていただきます。

(1)「令和3年度焼津市国民健康保険事業実施状況について」事務局より説明をお願いします。

事務局

(令和3年度の決算状況、収納率の状況、給付状況、基金保有額の状況、令和4年度当初予算などについて説明)

議長

ただいまの説明で、何かご質問等ございますか。

玉川委員

ただいまの説明の中の、医療費通知の件でございますけれども、令和元年8月の際の運営協議会の中で、当時年7回発送されていたものですから、郵送費のかかるということから、回数を減らし節減できないものかと質問させていただいた経緯があるのですが、その際の事務局の回答としては、その前までは国より6回以上出すように言われていたので出しています、と。ただ、今後はそういった縛りがないので回数に関しては検討したいという回答をいただきました。その翌年の令和2年8月の際には、他の委員から通知を出すのに800万円もかかるのなら、大きな金額がかかるし効果がどうなのかという気持ちがあるがいかか、というような同じような質問が出されました。その際の事務局の回答というのが、補助金を受けられるかどうかも関係するため、それをふまえた上で検討したいという回答でした。今回の報告を見ますと、令和3年度も6回送付されているようなの

ですが、今後も6回送付されるということによろしいのでしょうか。費用対効果とかそういうものも含めまして、6回送る必要があるのか、受け取る側も必要としていて効果的であるのか。補助金も原資は税だと思います。もし回数を減らすことによるデメリットもなく、経費が節減できるということであれば、そのあたりもお考えいただくのもひとつかなと思います。今後もこの6回の送付を続けられるのかどうか、そのあたりのことにつきまして、ご回答いただければと思います。よろしく申し上げます。

事務局

医療費通知の回数につきましては、確かにご意見をいただいたことは記憶しております。回数を減らして経費を削減することも検討してまいりましたけれども、先ほどお話がありました補助金の関係、具体的に言いますと、静岡県の方から交付される特別交付金というものなのですが、こちらは回数の縛りはないのですけれども、送った回数によって、いただける金額が変わってきます。そのいただける金額と、実際に発送する費用を比較検討した結果、6回が妥当ではないかという結論になりまして、6回発送することをこの数年継続して行っている状況になっております。

玉川委員

6回送るからその補助金が受けられるのか、受けられる金額が6回分に相当する妥当な金額であるのかということなのですが、それから、その補助金も先ほど申し上げたように原資は税金だと思いますので、もし費用対効果、それと回数によるメリットデメリットを考えたときに、減らすことによって支出を減らせるのであれば、そちらの方がよいのではと思うのですがいかがでしょうか。

事務局

この特別交付金でいただける金額というのは、回数に関わらずいただけるものですが、回数によっていただける金額が変わってくるということになります。例えば4回で発送した場合と6回で発送した場合、単価が6回で発送した方が多くいただけるということで、実際に支払う金額と、もらえる金額を勘案して、この回数で決定したわけです。ですが、今回ご意見をいただきましたので、これから本当に何回がよいのかというのを検討していきたいと思っております。

玉川委員

実際に通知をお受けになられる被保険者の皆様方がその回数で妥当とされるのであれば、私の方もそれ以上は申し上げられませんが、私も健康保険組合ですと年2回です。お送りした中では、例えば接骨院での受診分で、かかっていない分が載っているというようなご照会があって、架空請求だったということが判明したようなケースもありますので、そのあたりで妥当かどうか、経費面を見たときにどうかということでご質問させていただきます。

議長 また検討いただいて、回数につきましても、精査していただければと思います。

大木委員 私も玉川委員と同じ被用者保険ですけれども、しばらくは4回出していました、被保険者からの問い合わせで、早い時期にもらったものを紛失してしまうということもあり、回数はあまり多くても意味がなかったこともありまして、最低2回ぐらい出すようにしております。妥当性については、私も委員になって役所の仕組みがまだよくわからないところもありますので意見は述べられませんけれども、我々被用者から見ると、利用者の必要とするところで回数も検討してはいかがかなと感じています。

議長 ありがとうございます。またそのあたりもあわせまして、ご検討いただくということでよろしいでしょうか。

事務局 2名の委員からご意見をいただきましたので、再度確認をさせていただきます。

議長 他にご質問等ございますでしょうか。

それでは次に移ります。(2)国民健康保険税の資産割廃止について、事務局から説明をお願いします。

鈴木課長 先ほど事務局より説明させていただきました静岡県国保運営方針には、保険料水準の統一についての記載があり、2027年度までに到達可能な段階の保険料水準の統一を目指すとされています。この中のひとつの取組みとして、賦課方式の統一、具体的には資産割の廃止が掲げられています。

焼津市の国保税の賦課方式には現在資産割が採用されているため、運営方針に基づき、2027年度までに資産割を廃止しなければなりません。これについてはこれまでの運営協議会におきまして委員の皆様にご協議を重ねていただき、昨年度末に資産割廃止の考え方について答申をいただきました。

内容としましては、「算定方式において資産割を使用しないこと。廃止する資産割の減収分は、所得割により確保すること。できるだけ早い時期から開始すること。被保険者に急激な負担増とならないように、緩和策を検討すること。また、附帯意見として、複数年に渡る段階的な見直しが適当であること。保険税が増額となる世帯に対し基金の一部活用を視野に入れて負担軽減策を検討すること。長期的な視野から市民の健康増進に力を注ぎ、医療費の抑制につながるよう努力し、被保険者の負担を抑えること。」となっています。

この答申を受けまして、事務局において具体的な案を検討してまいりました。

焼津市の令和3年度末基金保有額は、先ほど事務局より説明しましたとおり、11億5千万円という状況ですが、今後の制度改正等に備え、国民健康保険事業の健全な運営を図るため、引き続き基金を保有しておく必要があります。

理由としましては、一つ目としまして、団塊の世代の後期高齢者への移行や、被用者保険の適用拡大などにより、今後ますます被保険者数が減少し、保険税収入も減少していくことが予想されます。

二つ目としまして、県へ支払う事業費納付金については、現在激変緩和措置により負担額が軽減されているところですが、この激変緩和措置は令和5年度で終了することになっており、今後一人当たり納付金は増加することになると見込まれます。

三つ目としまして、今回所得割にかかる税率改正は、あくまでも資産割廃止による減収分を確保するためのものでありますが、県が示す焼津市の標準保険料率はさらに高い率となっており、現在示されている標準保険料率で試算した調定額と、現在の税率での調定額との差は総額で約3億円になることがわかっています。県の運営方針のとおり、将来の標準保険料率の一本化に向け、今後さらに保険料率の改正や応益割にかかる賦課方式の改正などを行っていくことになると思われ、被保険者に対する負担軽減策など、その対策についても今後検討していかなければなりません。

このようなことをふまえ、改正案を作成いたしましたのでご提案させていただきます。

なお、例年第2回の運営協議会は12月頃に開催しておりましたが、今年度は第2回運営協議会を8月29日に開催させていただくこととし、本日説明する内容を諮問させていただく予定でございます。

それでは担当より説明をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

事務局

(県内市町の状況、資産割を廃止し所得割に移行した場合の影響などを説明。また下記の案を提示し、具体的に説明。

案1(参考)…前年度の運営協議会で提示した案。4年かけて資産割を段階的に廃止し、同じく4年かけて所得割を増加させる。基金の活用はなし。

案2…4年かけて資産割を段階的に廃止し、5年かけて所得割を段階的に増加させる。1年目から4年目まで毎年同額の基金を活用するが、最終年の5年目は廃止した資産割分をすべて所得割に移行させ、基金の活用はなしとする。

案3…4年かけて資産割を段階的に廃止し、5年かけて所得割を段階的に

増加させる。毎年同程度の率の所得割を増加させ、残りの部分に基金を活用するが、最終年の5年目は廃止した資産割分をすべて所得割に移行させ、基金の活用はなしとする。)

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました点について、ご質問いただければと思います。いかがでしょうか。

増田委員 　　前回の答申の中にもあったように、緩和措置をとってやっていくことを踏まえると、案2か案3ということになると思うのですが、平均的に納付が増えていく方が、納税者としては安心感があって、来年もこれぐらい上がるのではないかとという目処が立ちやすいです。その先はわかりませんが、案3あたりでいくのがいいのではないかと私は思います。

議長 　　増田委員のおっしゃる通り、案3の方が、毎年のアップ率が、ほぼ均等というイメージがありますので、増える方にとってはわかりやすいのかなというところが、私も感じるところでございます。他に何かありますでしょうか。

増田委員 　　藤枝市と島田市はどういう状況になっているのでしょうか。

事務局 　　島田市につきましてはもう廃止をされていますが、藤枝市につきましては資産割の廃止という手続きはまだされておられません。

議長 　　昨年度の答申の内容を事務局の方でも検討いただいて盛り込んでいただいた案というふうには思います。先ほど案3の方がわかりやすいのではないかと、案3の方がよいのではないかとという意見もありました。今度8月29日に第2回の協議会を開催させていただいて、そこでもう一度どちらの案にするか検討していただくことになると思います。

　　以上で本日の全ての議事が終了しましたが、全体を通して何かご質問等ございますか。

　　ではこれもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。

　　これにて、令和4年度第1回焼津市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

<閉会>